

# 労働問題

## Q&A 講座



皆さんのが就職するにあたって、働くうえで知っておいたほうがよいことをリーフレットにまとめました。

相談窓口連絡先などを記載していますのでお気軽に御利用下さい。

### ー労働法の基礎知識ー

人が働くとする時、仕事を探し雇用されて退職するまで、いろいろな法律の適用を受けることになります。

「労働法」とは、こうした労働に関する法律の総称であり、労働法という名の法律があるわけではありません。

**安心して働くためにも、労働法の基礎知識を知っておきませんか。**

### 目次

- Q1 労働契約って何？
- Q2 就業規則って何？
- Q3 賃金の支払いに決まりはあるの？
- Q4 労働時間にはどんな決まりがあるの？
- Q5 休日や休憩時間にはどんな決まりがあるの？
- Q6 残業や休日出勤した時の割増賃金はどうなるの？
- Q7 年次有給休暇って何？
- Q8 労災保険って何？
- Q9 雇用保険って何？
- Q10 退職と解雇の違いは何？
  - ・法律で禁止されている解雇期間や理由
  - ・解雇と間違えやすい退職勧奨

労働相談窓口一覧

## Q 1. 労働契約って何？

労働者と会社（使用者）との間で、働くことに関する条件（労働条件）を取り決めたものです。

使用者は、労働者に対して労働条件を書面などで明らかにする必要があります。

○パート・アルバイト・有期雇用の場合も、書面などで明らかにする必要があります。

労働条件通知書で確認しよう！

### 【書面などで明示すべき事項】

- ①労働契約の期間に關すること
  - ②期間の定めがある場合、契約更新の上限（期間または回数）の明示、無期転換権発生時（★）の説明が必要
  - ③仕事をする場所、仕事の内容。変更がある場合の範囲の明示
  - ④仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日、休暇など
  - ⑤賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の締切・支払いの時期
  - ⑥退職について（解雇の事由を含む）
- ★無期転換権とは期間の定めのない労働契約に転換される権利の事です。

## Q 4. 労働時間にはどんな決まりがあるの？

原則、休憩時間を除いて1日に8時間、1週間に40時間。

○パート・アルバイトの場合も同じように適用されます。

## Q 5. 休日や休憩時間にはどんな決まりがあるの？

### 【休日】

毎週少なくとも1日、または4週を通じて4日以上の休日を与えることが義務づけられています。

### 【休憩】

1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を労働時間の途中に与えなければなりません。

○パート・アルバイトの場合も同じように適用されます。

## Q 2. 就業規則って何？

労働時間や賃金等の基本的な条件や、職場での決まりごとなどについて職場が文書で定めた働くことのルールブックです。

労働基準法では、労働者が10人以上の事業場に作成を義務づけています。

### 【就業規則に必ず記載すべき事項】

- ①始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇並びに交替制の場合はその交替期日や交替順序等に關すること
- ②賃金の決定、計算・支払方法、締切・支払日、昇給に關すること
- ③退職や解雇、定年等に關する事項

## Q 3. 賃金の支払いに決まりはあるの？

### 賃金支払いの5原則！

- ①通貨で（デジタル給与も可能）
- ②全額を
- ③毎月1回以上
- ④一定の期日に
- ⑤直接労働者本人に支払わなければなりません。

また、最低賃金法の定めにより、香川県の地域別最低賃金：時間額1,036円（令和7年10月18日改定）以上の賃金を支払わなければなりません。一部の産業には、これよりも金額の高い特定最低賃金が適用されます。

◎給与明細書を確認し保管しておきましょう！！

## Q 6. 残業や休日出勤した時の割増賃金はどうなるの？

労働基準法では、労働者が時間外・休日・深夜労働をした場合、法律で定められた次の割増率の賃金を労働者に支払わなければならないと定められています。

### ■（法定労働時間を超えて）時間外労働（※①）をした場合

#### 時間外労働時間が

- 1か月60時間までの場合・・・25%以上
- 1か月60時間を超える場合・・・50%以上

※「時間外労働の上限は原則、月45時間、年360時間」です。

特別な事情により延長する場合でも「年720時間以内」、「月100時間未満（☆）、複数月（2~6ヶ月）平均80時間以内（☆）」です。（☆は休日労働を含みます）

なお、時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6ヶ月までです。

### ■休日労働（※②）をした場合・・・35%以上

### ■深夜労働（※③）をした場合・・・25%以上

○パート・アルバイトの場合も同じように適用されます。

（参考）※①・・・原則、1日8時間または週40時間を超えて働くこと

※②・・・1週間につき1日または4週間に4日と決められた法定休日に働くこと（4週4日の場合でも連続して勤務できる日数を13日までとすることが検討されています）

※③・・・午後10時から午前5時までの間に働くこと

## Q 7. 年次有給休暇って何？

所定の休日以外に賃金をもらいながら、原則として自分の希望する日に与えられる休暇を年次有給休暇といいます。最初に雇用されてから6か月間継続勤務し、すべての労働日の8割以上出勤すれば、10日取得することができます。さらに、その後も働き続けた場合は次のとおりです。（週の所定労働日数が5日または週の所定労働時間が30時間以上の場合）

勤続年数	年次有給休暇日数
6か月	10日
1年6か月	11日
2年6か月	12日
3年6か月	14日
4年6か月	16日
5年6か月	18日
6年6か月以上	20日

- 週所定労働日数が4日以下、かつ、週所定労働時間が30時間未満の場合は別の日数になります。
- 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得が企業に義務付けられています。（年次有給休暇が1年間に10日以上付与されている労働者に限ります。）
- パート・アルバイトの場合も同じように適用されます。

## Q 8. 労災保険って何？

労働者が、仕事中や通勤中の事故が原因でケガや病気などをしたときに給付される保険制度です。

給付を受けるための保険料は全額が事業主負担ですので、賃金から差し引かれることはありません。

○パート、アルバイトの人も含め労働者すべてが対象となります。

## Q 9. 雇用保険って何？

労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方などに対して給付される保険制度です。

保険料は、会社と労働者が一定の割合で負担します。



## Q 10. 退職と解雇の違いは何？

### 【解雇とは】

会社（使用者）の意思で労働契約（Q 1 参照）を一方的に終了させて労働者を辞めさせることをいいます。

○解雇を行う際、少なくとも30日前の予告または解雇予告手当（平均賃金30日分以上）の支払が会社（使用者）に義務づけられています。

○解雇は、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない場合は、無効となります。

### 【退職とは】

解雇以外の労働契約の終了をいいます。具体的には、労働者と会社（使用者）が、合意をした上の「合意解約」と、労働者からの一方的な解約である「辞職」とがあります。一般的には合意解約による退職のケースが多く見受けられます。

◎次の期間や理由での解雇は法律で禁止されています。

- ①業務上のケガや病気で休んでいる期間およびその後30日間の解雇
- ②産前産後休業中の期間およびその後30日間の解雇
- ③結婚・妊娠・出産したこと、産前産後休業・育児休業などを取ったことを理由とする解雇など

### ◎「解雇」と間違えやすい「退職勧奨」

「解雇」とよく間違えるものに「退職勧奨」があります。「辞めてくれないか」など使用者が労働者に対し退職を勧めることを退職勧奨といいます。

このような場合には、その発言の真意が退職勧奨なのか、解雇通告（予告）なのか確認する必要があります。もし、退職勧奨であれば、応じるか否かは労働者の自由な判断ですので、辞める意思が無ければ、「辞めない」と伝えることが大切です。

対応に困ったときは、その場で答えを出さずに、家族の方や職場の先輩、同僚又は相談機関（裏面 労働相談窓口一覧参照）などに相談しましょう

# 労働相談窓口一覧

公的機関による労働に関する相談窓口（無料）

## ■労働問題の相談（賃金、労働時間、休日・休暇、退職・解雇、女性労働など）

### 香川労働局

- 解雇、雇止め、労働条件の引き下げ、いじめなど、あらゆる労働問題に関する労働者、事業主からの相談を専門の相談員が無料で面談や電話でお受けします。また、一定の要件を満たす場合、香川労働局長の助言・指導、あっせんなどの紛争解決制度があります。

香川労働局 総合労働相談コーナー 電話：087-811-8916 ★  
高松 総合労働相談コーナー 電話：087-806-0280 ★  
丸亀 総合労働相談コーナー 電話：0877-22-6244  
坂出 総合労働相談コーナー 電話：0877-46-3196 ★  
観音寺 総合労働相談コーナー 電話：0875-25-2138  
東かがわ 総合労働相談コーナー 電話：0879-25-3137 ★  
★女性相談員がいます。

- パワハラやセクハラ・マタハラ、男女の差別的取扱い、育児・介護休業、パート・アルバイトなどの有期雇用労働などの相談を受け付けています。労働局長による援助（助言・指導・勧告）や調停会議による調停などの紛争解決援助制度もあります。

- 労働者ではないフリーランスについての相談も行っています。

香川労働局雇用環境・均等室 電話：087-811-8924

## ■職業に関する相談

### 求人・求職、雇用保険の問い合わせ

ハローワーク高松 電話：087-869-8609  
ハローワーク丸亀 電話：0877-21-8609  
ハローワーク坂出 電話：0877-46-5545  
ハローワーク観音寺 電話：0875-25-4521  
ハローワークさぬき 電話：0879-52-2595  
ハローワーク東かがわ 電話：0879-25-3167  
ハローワーク土庄 電話：0879-62-1411

### 香川県内での就職を希望する方への窓口

香川県就職・移住支援センター（愛称：ワークサポートかがわ） 電話：087-802-4700  
香川県東京人材Uターンコーナー 電話：03-5212-9100  
香川県大阪人材Uターンコーナー 電話：06-6281-1661  
・job ナビかがわ <https://www.jobnavikagawa.jp/>

### その他の団体による労働・法律相談窓口（無料）

香川県社会保険労務士会 〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F

総合労働相談所

電話：087-862-1040

<http://www.kagawa-sr.jp/>

日本司法支援センター（法テラス） 〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F

法的トラブルの相談（平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00）

電話：0570-078374

<https://www.houterasu.or.jp/>

（参考） 労働条件に関する総合情報サイト 「確かめよう労働条件」

厚生労働省 労働条件に関する総合情報サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

## 香川県

- 香川県では、労働条件などに関するトラブルの迅速な解決のお手伝いをするため、情報提供や労働相談を行っています。

非正規労働者の方からの相談も受け付けています。

香川県商工労働部労働政策課 電話：087-832-3371

- 香川県労働委員会では、労働相談のほか、トラブルを簡易・迅速に解決するあっせん制度もあります。また、労働相談は、通常の相談のみならず、公・労・使の労働委員会委員が直接相談を受ける「専門労働相談」もあります。

香川県労働委員会 電話：087-832-3723

### 求人情報などの問い合わせ

- 求人情報の収集、職業に関する相談、希望する求人への紹介のほか、各種セミナーの開催や職業能力開発に関する相談を行っています。

しごとプラザ高松 電話：087-823-8609

月～金、第2・4土曜日（祝日を除く）9:30～18:00

- 全国のハローワークを通して受け付けた新規大学等卒業予定者や卒業後おおむね3年以内の方を対象とした求人情報が閲覧できます。また、職業選択や企業選択について相談することもできます。

高松新卒応援ハローワーク（しごとプラザ高松内）  
電話：087-823-8609

- 子育てをしながら仕事を探している方、子育てと仕事の両立を目指している方の専用窓口です。

マザーズコーナー（しごとプラザ高松内）

電話：087-823-8609

マザーズコーナー（ハローワーク丸亀内）

電話：0877-21-8609

- 女性や高齢者の方などを対象とした相談や就職活動への個別支援を行っています。

かがわ女性・高齢者等就職支援センター

電話：087-802-2705

- ハローワークインターネットサービスでは全国の求人情報をご覧になれます。

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>